

平成29年度学術交流協定に基づく派遣交換留学生（第一期追加）募集要項

1. 交換留学について

「交換留学」とは大学（全学）間および部局間の協定に基づき、交換留学先へ「授業料不徴収」制度を利用して留学することをいう（一部、授業料をおさめる場合もある。）。佐賀大学内で交換留学応募者を対象に、派遣候補者を選考した後、派遣先協定大学へ出願する。受け入れ先大学によって最終的な受入の決定がなされる。

2. 応募資格

1) 佐賀大学の正規課程の学生（学部生・大学院生）

*日本国籍以外の学生に関しては、申請前に国際課に相談すること。

2) 派遣時に原則として学部2年次以上であること。

3. 留学先

佐賀大学が学術交流協定並びに学生交流覚書を交わしている大学であること。

4. 留学期間

1学期間もしくは1年以内。

5. 授業料

留学先の大学との協定に基づく。

6. 申請書類

まず、国際交流推進センターHPより、オンラインレジストレーションをすませること。

<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/index.html>

その後、以下の書類を国際課まで提出すること。

申請書類（様式1～4）は上記国際交流推進センターHPよりダウンロードすること。また提出書類は、PCにてタイプして作成すること。

1) 佐賀大学 海外派遣留学申請書（写真貼付のこと）（様式1）

2) 学習計画書（様式2）

3) 教員による推薦書（様式3）

4) 成績証明書（和文）（学生センターで取得）

5) 語学能力証明（写）

*必要な語学基準を満たしていない場合は、書類提出前に必ず応募可能か否かを確認すること。

6) 海外派遣留学報告書（様式4）

帰国後、国際課へ提出することを義務づける。

7. 選考対象者

平成29年4月～9月に出発の者

8. 提出期限

オンラインレジストレーション：平成29年3月27日（月）～28日（火）

書類提出：平成29年3月29日（水）17時

9. 選考方法

派遣候補者およびJASSO海外留学支援制度奨学金、佐賀大学学生海外派遣奨励費、佐賀大学校友会海外派遣奨励費の決定にあたっては、留学計画書、大学入学以降の学業成績、語学能力、面接結果等により、選考基準に基づき選考を行い、国際交流推進センターが決定する。

面接審査は平成29年4月3日（月）の週に実施の予定。面接開始時間10分前までに指定された場所に集合すること。無断欠席・遅刻は権利の放棄とみなすので注意すること。

10. 学内選考結果

平成29年4月中旬以降

なお、最終的な受入決定は、受入大学が行う。

学内選考の結果は国際課より本人に連絡をする。

11. 平成29年度第一期派遣学生を対象とした奨学金について

◎平成29年度 JASSO 海外留学支援制度奨学金（返還不要）

月額6万円または7万円を最大1年間支給

アジアの協定校に留学する日本人学生（日本への永住を認められた者を含む）で「アジアで活躍できるリーダー養成プログラム」に参加する学生の中から4名程度に支給する。

◎佐賀大学校友会海外派遣奨励費

留学期間が1年間の学生に30万円、半年の学生に15万円の一時金を3名程度に支給する

◎佐賀大学学生海外派遣奨励費

留学期間が1年間の学生に30万円、半年の学生に15万円の一時金を3名程度に支給する

12. 留学中の身分

授業料不徴収協定の適用を受けて協定校へ留学する場合の本学の在籍身分は「留学」となる。

授業料不徴収協定により協定校への授業料は発生しないが、佐賀大学の授業料は納めなければならない。在籍身分を「休学」にすることはできない。

留学中および帰国後の身分、履修計画については、指導教員および所属部局の教務担当者と事前によく相談をすること。

13. 問い合わせ先

国際交流推進センター・国際課

TEL: 0952-28-8169

Fax: 0952-28-8819

E-mail: st-ab@mail.admin.saga-u.ac.jp